

いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

一部改定版（素案）

2025（令和7）年11月

いわき市

【目 次】

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画の期間	3
2	ごみの処理体制	5
(1)	計画処理区域	5
(2)	分別区分及び収集・運搬方法	5
(3)	ごみ処理手数料	6
(4)	ごみ処理体系	8
(5)	ごみ処理施設	10
(6)	一般廃棄物処理業の許可	12
3	現状と課題	13
(1)	ごみ減量リサイクルの状況	13
(2)	数値目標の達成状況と課題	14
4	目指すべき将来の姿と目標	17
(1)	目指すべき将来の姿	17
(2)	数値目標	18
5	将来像を実現するための施策	23
取組の柱 1	ごみ減量の更なる推進	24
取組の柱 2	ごみの適正処理による資源循環型社会の推進	28
取組の柱 3	安定的・効率的なごみ処理体制の構築	30
6	計画の進行管理	34
(1)	P D C Aサイクルによる継続的改善	34
7	参考資料	35
(1)	ごみ排出量の見込み	35
(2)	ごみ処理コストの実績	37
(3)	ごみの組成	38
(4)	市民アンケートの概要	39
(5)	市民意見募集（パブリックコメント）の概要	39

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

2015（平成 27）年の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、持続可能な世界の実現に向けて、先進国・途上国を問わず、様々な取組が進められています。

我が国においても、資源や環境に関する目標の達成に向け、様々な主体が循環型社会の形成に関する取組に力を入れており、特に、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という）等を制定し、国を挙げて取り組んでいるところです。

本市においても、食品ロス削減をはじめとしたごみ発生抑制や、ごみの資源化による循環型社会の推進に向け、様々な取組を進める必要があります。

本市の人口は、2024（令和 6）年度に 317,814 人で人口は減少傾向にあります。人口構成は 40 代以上の人口が多くなっており、高齢者割合は増加傾向となっています。

また、近年は大規模な自然災害が多発しており、本市においても、2011（平成 23）年の東日本大震災、2019（令和元）年の東日本台風等と、10 年間に 2 度の大規模自然災害を経験しています。

今後も、自然災害が多発することが予想されることから、様々な自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱なごみ処理体制の構築に取り組むことが重要となっています。

(2) 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

本計画は、一般廃棄物のうち、し尿・生活排水を除く“ごみ”を対象として策定するものであり、策定にあたっては、「いわき市以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本に、環境施策に関する上位計画である「いわき市環境基本計画（第三次）」¹、「脱炭素社会実現プラン」、「災害廃棄物処理計画」とも連携するとともに、国や福島県が策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点からごみ処理に関する基本的な方向性や目標、目標達成のための施策を取りまとめています。



図1. 基本計画の位置づけ

¹ 令和3年3月策定（令和8年3月改定予定）。市の環境分野の最上位計画であり、目指していく環境都市像として「人と自然が共生するまち循環都市いわき」を掲げている。

(3) 計画の期間

ごみ処理基本計画は、処理施設の整備・再編など中・長期的なスパンで取り組む施策も扱う関係上、計画期間は10年から15年程度とすることが望ましいとされています。

この考え方を踏まえつつ、2020（令和2）年度に2021（令和3）年度を初年度、2030（令和12）年度を最終年度とした10年間の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。この計画に基づいてごみの減量・資源化を推進してきましたが、令和6年度における目標の達成状況や施策の実施状況を確認・検証し、今後の計画について必要な見直しを行い、いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画一部改定版（以下、「本計画」という）の策定を行うものです。

なお、本計画では、これまでの施策に対する効果・検証を踏まえた見直しを行いつつ2030（令和12）年までの計画期間として策定します。

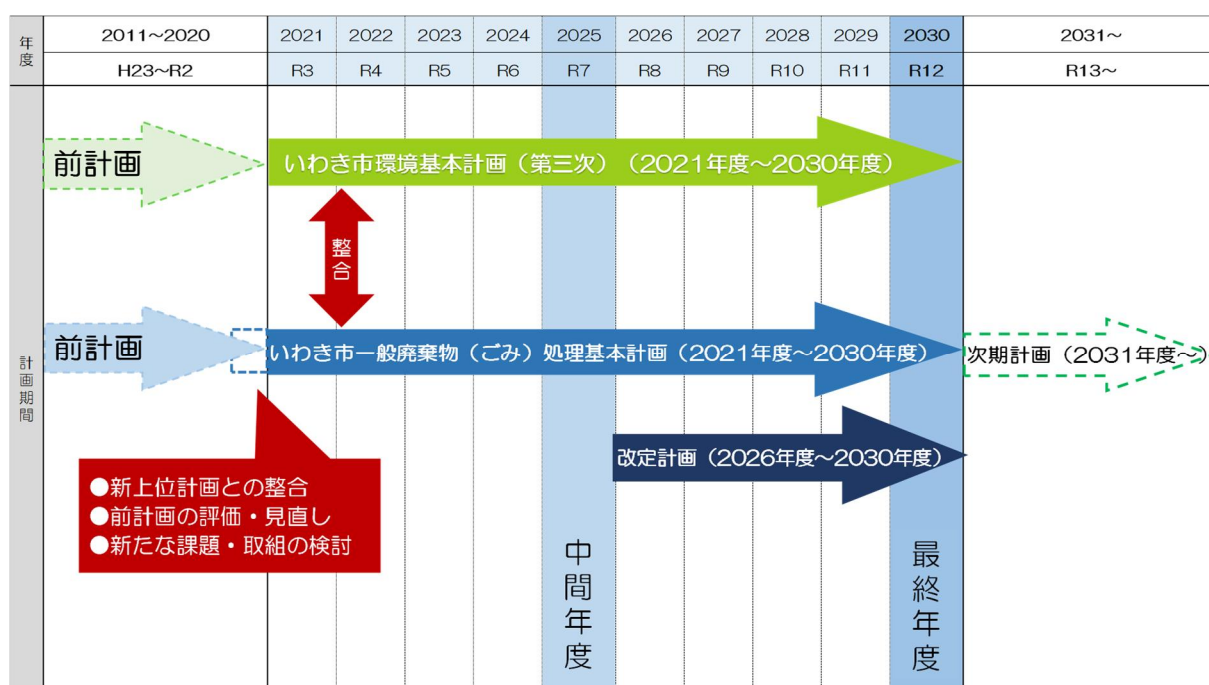


図2. 計画の期間

SDGs（持続可能な開発目標）との関係

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられており、2030（令和 12）年までに、経済・社会・環境の 3 つのバランスの取れた持続可能でよりよい社会を目指す国際目標です。

17 のゴール（意欲目標）・169 のターゲット（達成目標）・232 のインディケーター（指標）から構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」をスローガンに、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなっています。

廃棄物に関しては、意欲目標 12「つくる責任・つかう責任」と特に深く関わっており、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用により、廃棄物を大幅に削減すること等が盛り込まれています。

本市では、本計画で掲げる施策を着実に実施していくことで、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



2 ごみの処理体制

本市のごみ処理体制は、次のとおりです。法令改正や本市のごみ減量化・再資源化施策等を踏まえ、適宜変更を検討します。

(1) 計画処理区域

計画処理区域は、本市全域を対象としています。

(2) 分別区分及び収集・運搬方法

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの分別区分は、次表に示すとおり、10 分別 14 品目（古紙回収事業による分別区分を含む。）としています。

家庭系ごみは集積所での収集を原則としています。また、家庭からの大型ごみは電話受付等による戸別有料収集としています。

表 1. 分別区分（2026（令和 8）年現在）

分別区分	内容（具体例）	収集回収
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず、繊維くず、皮革類	週 2 回
燃やさないごみ	ガラス、陶磁器類	6 週に 1 回
容器包装プラスチック	カップ、パック、トレイ、ボトル、袋、キャップ等のプラスチック製容器包装	週 1 回
製品プラスチック	洗面器、衣装ケース、プリンター、バケツ	年 6 回
かん類・ペットボトル	飲料用空き缶、調味料用空き缶、缶詰缶、ペットボトル	2 週に 1 回
びん類	飲料用空きびん、調味料用空きびん	2 週に 1 回
小型家電・金属類	掃除機、炊飯器、ポット、なべ、フライパン、はさみ、包丁	6 週に 1 回
電池類	乾電池、ボタン電池、充電式電池	年 4 回
大型ごみ	大きさ 60cm 以上 180cm 未満または重さ 10kg 以上 50kg 未満のもの及び、市が指定した品目	祝日を除く、毎週月曜日から金曜日の週 5 日で申込毎に設定
古紙類（5 品目）	①新聞紙 ②段ボール ③紙パック ④雑誌 ⑤その他の紙 （①～④以外のリサイクルできる紙）	月 1 回

② 事業系ごみ

事業活動に伴って生じたごみは、法令により、事業者自らの責任によって処理することが義務付けられています。

このため、原則として許可業者による収集運搬及び事業者自らによる運搬としており、少量排出者等からの燃やすごみ²に限り、有料の事業者専用袋の使用を条件に市で収集・処理を行っています。

③ その他

家庭からの日々のごみ出しに課題を抱える高齢者や障がい者等の「ごみ出し困難者」が、高齢化社会や核家族化の進行等に伴い増加することが予想されることから、ごみ出し困難者への支援のあり方を調査・検討します。

(3) ごみ処理手数料

本市のごみ処理手数料は次表のとおりであり、家庭系ごみは、大型ごみ等を除き無料で収集・処理していますが、自己搬入する場合は有料で処理しています。

また、事業系ごみ処理手数料については、国の食品リサイクル専門委員会報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけていることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料を検討していきます。

事業系ごみについては、燃やすごみ²のみ、有料の事業者専用袋による収集・処理を行うほか、自己搬入する場合も有料で処理しています。

国は、ごみの排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などのために、ごみ処理の有料化を促進しており、全国的にも「収集家庭ごみの有料化」を実施する自治体が増加しています。

市としては、「収集家庭ごみの有料化」については、市民・事業者・行政の協働による減量努力を最優先に、現行制度を維持するとともに、市民とは異なり、自らによる処理責任を有する事業者への負担のあり方を検討した後の検討課題とします。

² 従業員の飲食や嗜好により排出される汚れのついた紙・ティッシュ等の紙くず、弁当の食べ残し・茶殻等の生ごみ、ぞうきん・ふきん等の繊維くず等。

表 2. ごみ処理手数料（家庭系ごみ）

区 分	手数料の額
市民が処理施設に搬入する廃棄物の焼却処分又は埋立処分に係る手数料	10 kgにつき 100 円
大型ごみの収集、運搬及び処分	大きさや重さにより 1 点につき 520 円、1,040 円、1,560 円の 3 区分
犬、猫その他の動物の死体の収集、運搬及び処分	1 体につき 1,050 円

表 3. ごみ処理手数料（事業系ごみ）

区 分	手数料の額
市の処理施設へ直接搬入する場合の手数料（燃やすごみ）	10 kgにつき 100 円
事業者専用袋での収集処理手数料	1 枚につき 150 円

(4) ごみ処理体系

燃やすごみと可燃系の大型ごみは、清掃センターで焼却処理し、焼却に伴い発生した焼却灰は全量資源化しています。

燃やさないごみは、クリーンピーの森及びクリーンピーの丘（最終処分場）で直接埋立処分をしています。

資源ごみのうち、かん類、びん類、ペットボトルはリサイクルプラザ「クリーンピーの家」で、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、カレット（無色・茶色・その他）に選別した後、資源化しています。

容器包装プラスチックは、同処理施設で資源化できないものを除いた後、圧縮梱包処理を行い、指定法人³を経由して資源化を行っています。

製品プラスチックは、民間事業者において、再資源化可能なものを選別し、資源化しています。

電池類は、業者に委託して全量を資源化しています。

古紙類は、紙類分別回収事業として「いわき市古紙回収事業協同組合」が回収し、資源化を行っています。

大型ごみ（不燃）、小型家電・金属類は、山田粗大ごみストックヤードにおいて、再資源化可能なものを選別し、資源化しています。



³ 容器包装リサイクル法第 21 条の規定により、再商品化業務を適切かつ確実に行うことができると認められ、主務大臣によって指定される法人

【ごみ処理の基本体系】

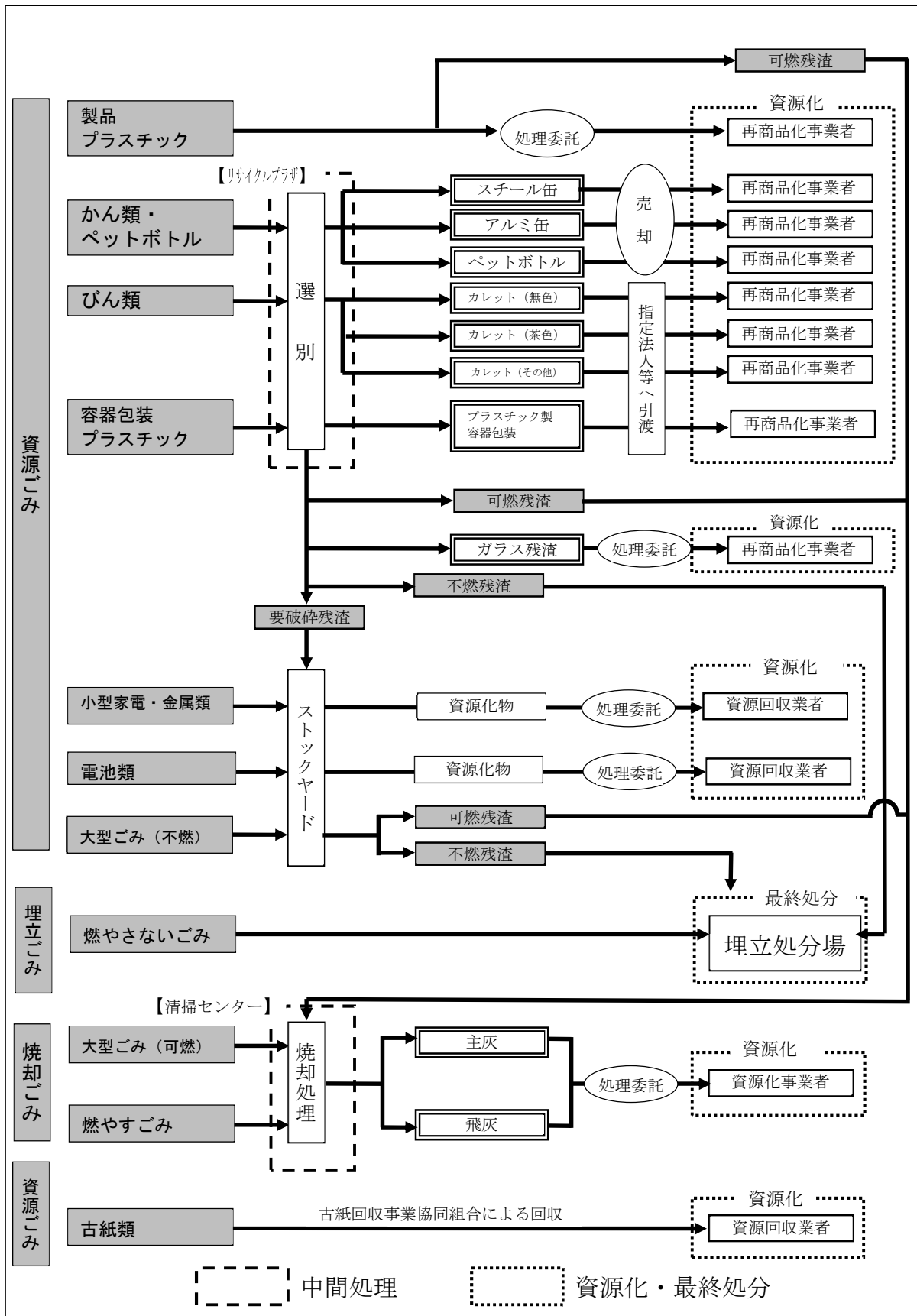


図3. いわき市のごみ処理フロー

(5) ごみ処理施設

① 焼却処理施設

現行計画では、東日本大震災等の影響により、焼却ごみ発生量の減量が困難な状況になったことから、2場体制を当面維持していくことを掲げ、北部清掃センター及び南部清掃センターは2015～2018（平成27～30）年度に長寿命化対策を実施しました。しかし、近年、市内の人口減少等により焼却ごみの発生量は減少傾向が続いていることから、前計画で掲げていた「焼却施設の南部清掃センター1場化」について再度検討を進めるとともに、新たな施設が整備されるまで南部清掃センターの延命化を図ります。

また、北部及び南部清掃センターの老朽化を見据え、地域の実情に応じ、長期的な展望に立ち新たな施設について、建設場所等も含めた調査・検討を進めていきます。

表4. 焼却処理施設の概要

施設名称	対象物	処理方法	処理能力	竣工年月
北部清掃センター	燃やすごみ、大型ごみ(可燃)、各施設の可燃残渣	焼却	300t/24h (150t×2 炉)	昭和 55 (1980)年 9 月
南部清掃センター	燃やすごみ、大型ごみ(可燃)、各施設の可燃残渣	焼却	390t/24h (130t×3 炉)	平成 12 (2000)年 3 月

② 資源化処理施設

施設供用当初と比較して、かん類の処理割合が減少し、ペットボトルの処理割合が増加したことにより、処理効率が低下したことから、2019～2020（令和元～2）年度に、かん、びん、ペットボトルの選別機械の更新工事を実施しました。

表5. 資源化処理施設の概要

施設名称	対象物	処理方法	処理能力	竣工年月
リサイクルプラザク リンピーの家	かん類、びん類、ペット ボトル、容器包装プラス チック	選別	28t/日※1 (5 時間) 20t/日※2 (5 時間)	平成 9 (1997)年 3 月

※1 かん類、びん類、ペットボトル ※2 容器包装プラスチック

③ スtockヤード

南部清掃センターストックヤードは、「製品プラスチック」などの資源ごみリサイクルの拠点として2008（平成20）年度に整備しました。

大型ごみ（不燃）、小型家電・金属類の破碎・選別を行っていた山田粗大ごみ処理施設は、老朽化等に伴い、2020（令和2）年度に資源化するためのストックヤードとして再整備しました。

表6. スtockヤードの概要

施設名称	対象物	処理方法	面積	竣工年月
南部清掃センターストックヤード	製品プラスチック	保管	405 m ²	平成21 (2009)年 3月
山田粗大ごみストックヤード	大型ごみ（不燃）、小型家電・金属類	保管	770 m ²	令和3 (2021)年 3月

④ 最終処分場

クリンピーの森は、土堰堤を全部で3段整備する計画であり、埋立が進んだことを踏まえ、2020（令和2）年度から2段目の土堰堤整備をしています。

また、クリンピーの森は、一定年数埋立可能な残容量が確保されていますが、クリンピーの丘の残容量が少なくなっており、近い将来、埋立が終了します。

表7. 最終処分場の概要

施設名称	対象物	有効埋立容量	令和6年度埋立量	令和6年度末残容量	竣工年月
クリンピーの丘	燃やさないごみ、選別不燃残渣	520,000 m ³	128 m ³	6,341 m ³	昭和53 (1978)年 3月
クリンピーの森	燃やさないごみ、焼却灰、選別不燃残渣	600,000 m ³	5,036 m ³	133,299 m ³	平成9 (1997)年 3月

(6) 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項⁴の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業（収集運搬及び処分）の許可については、一般廃棄物の適正な処理の継続性・安定性並びに循環型社会の形成と、ごみの減量リサイクルを推進する観点から対応しています。

基本的な方針としては、現行の許可業者の状況を踏まえながら収集運搬業についてはごみの排出量に合わせ、また、処分業についてはごみの減量化、資源化を推進する観点からそれぞれ判断します。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（以下「実施計画」という。）」で定めるものとします。

⁴ 市町村長は、一般廃棄物処理計画に適合するものでない限り、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないことになっている。

3 現状と課題

(1) ごみ減量リサイクルの状況

前計画では、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、「1人1日あたりごみ排出量」、「焼却ごみ量」、「埋立処分量」、「リサイクル率」、「総費用」の5つの数値目標を設定し、目標に向けたごみ減量リサイクル施策を実施してきました。

この目標を達成するため、家庭系ごみ施策としては、家庭へのごみ排出に関する理解を促すための、「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」改訂版の配布やごみ分別アプリの配信などの施策を展開してきました。令和5年度には「フードドライブ」の導入、令和7年度には「フードシェアリングサービス」の導入などを始めたところです。

また、事業系ごみ施策としては、事業系一般廃棄物減量計画書に基づく指導、清掃センターにおける搬入物の検査を実施しています。

さらに、リサイクル施策として、民間事業者による清掃センターの焼却灰（主灰⁵・飛灰⁶）の全量リサイクル取り組み、埋立処分量の削減とリサイクル率の向上に努めてきたところです。



図4. 直近10年で実施した主な減量リサイクル施策

⁵ 清掃センター（焼却施設）の炉の底に落下する燃え殻

⁶ 清掃センター（焼却施設）の燃焼ガスに含まれる灰であり、集塵施設で捕集される固体の粒子状物質。

(2) 数値目標の達成状況と課題

① 1人1日あたりごみ排出量

ごみ排出量は、2020（令和2）年度以降、減少傾向で推移しています。2024（令和6）年度の実績は927 g/人・日であり、2025（令和7）年度の中間目標値を33g/人・日上回っています。しかし、中核市平均は875g/人・日（2023（令和5）年度実績）であり、また、2030（令和12）年度の最終目標値900 g/人・日には達していないため、今後のごみの発生・排出抑制を図る必要があります。

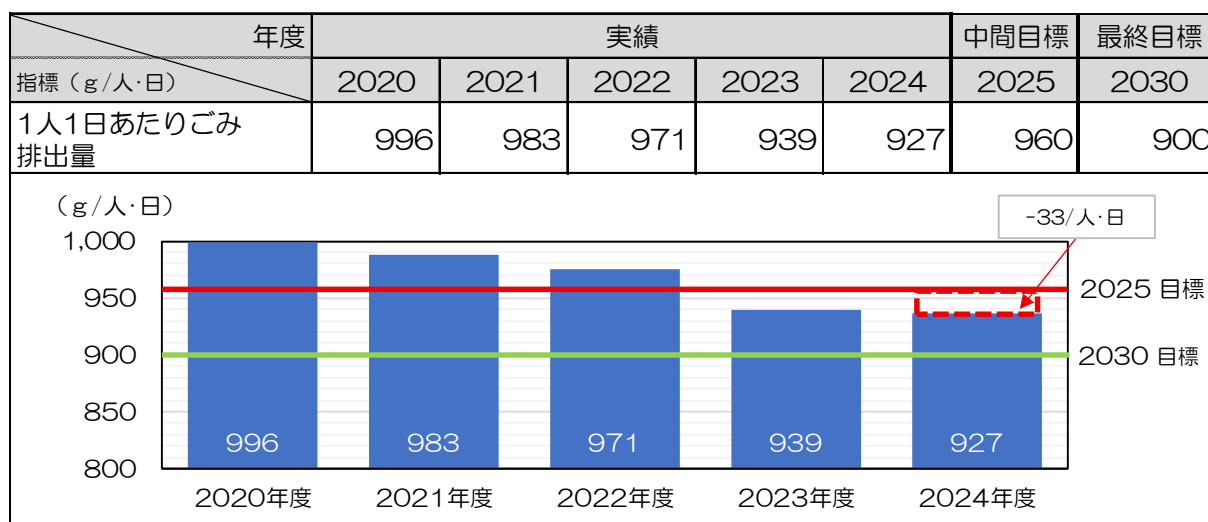


図5. 1人1日あたりごみ排出量

② 焼却ごみ量

焼却ごみ量は、「1人1日あたりごみ排出量」と同様に、減少傾向で推移しています。2024（令和6）年度の実績は92,521t/年であり、2025（令和7）年度の中間目標値を2,379t/年上回っています。一方、2030（令和12）年度の最終目標値85,600t/年には達していないため、目標を達成するためには更なる減量が必要であることから、適正分別による混入ごみの削減や、燃やすごみの約4割を占める生ごみの減量・資源化等を図る必要があります。

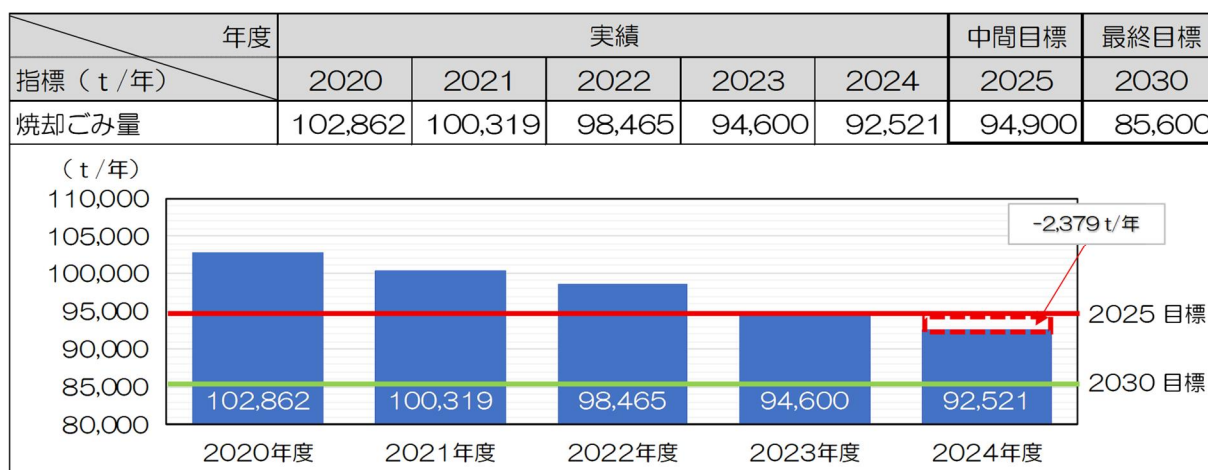


図6. 焼却ごみ量

③ 埋立処分量

2021（令和3）年度の山田粗大ごみストックヤードの供用開始以降、大型ごみ及び小型家電・金属類を民間事業者に引き渡すことにより、埋立処分量の実績は、2025（令和7）年度の間目標、2030（令和12）年度の最終目標値を達成しています。2024（令和6）年度の実績は1,725t/年であり、中間目標値に対して、675t/年削減しています。

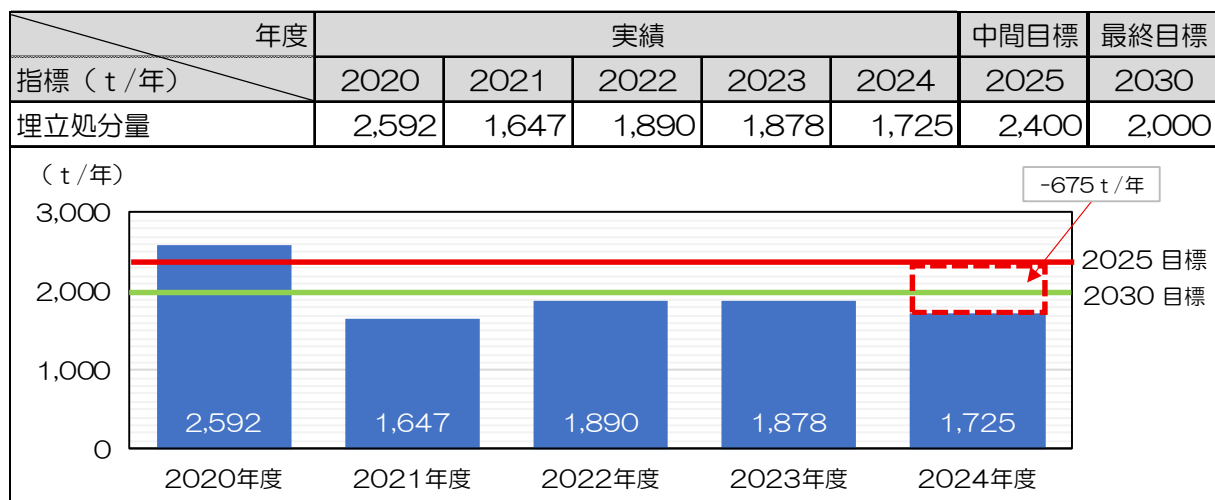


図7. 埋立処分量

④ リサイクル率

焼却灰（主灰・飛灰）のリサイクル拡大により、再資源化量は増加しました。しかしながら、ペーパーレス化の影響等による古紙回収量の減少により、リサイクル率は2020（令和2）年度から、若干減少傾向で推移しており、2024（令和6）年度実績は21.7%であり、目標に対して1.3ポイント下回っています。ごみの発生・排出抑制を図ることを優先しつつ、再資源化の拡大に向けて調査・検討を進める必要があります。

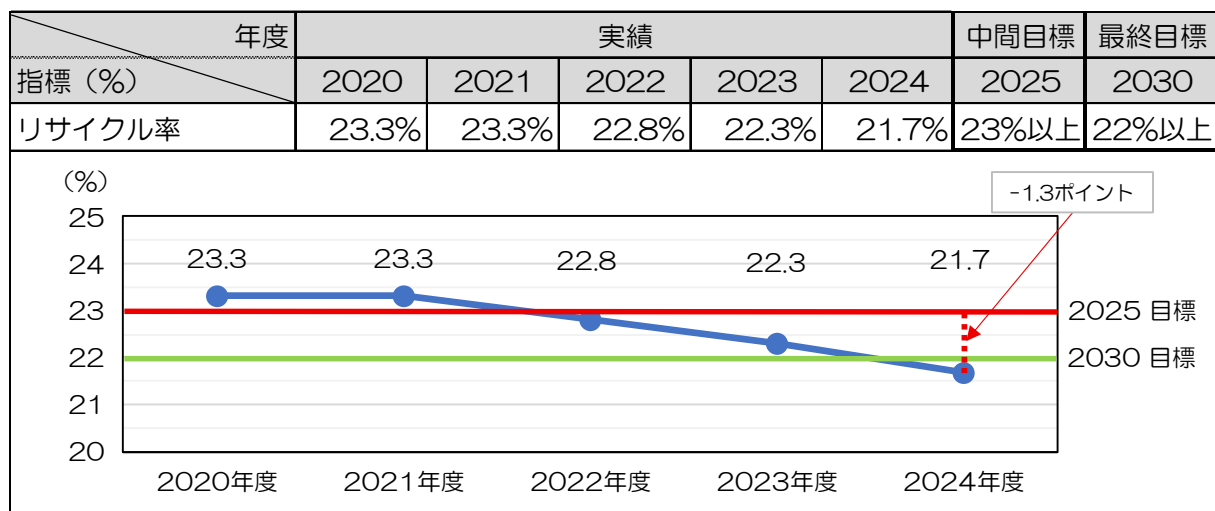


図8. リサイクル率

⑤ 総費用

南部清掃センターの大規模補修に伴い 2023（令和 5）年度は増加していますが、それ以外の年度についても、増加傾向で推移しています。

焼却処理コストは総費用の約 6 割を占めており、主要施設である焼却施設の 2 場体制を維持している間は総費用の大きな減少は困難な状況です。

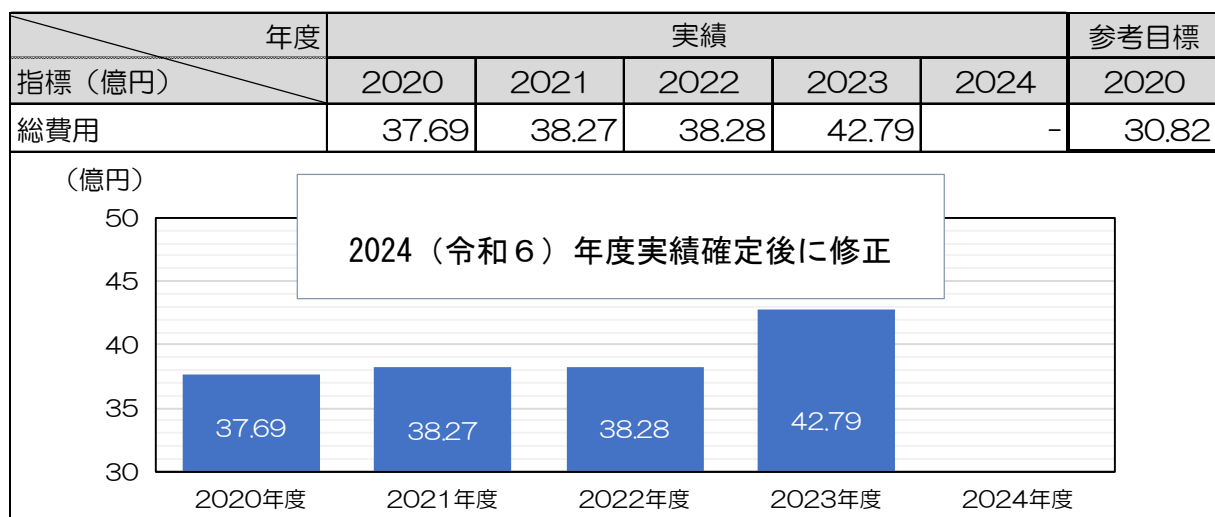


図 9. 総費用（施設整備に関する減価償却費を除く）

4 目指すべき将来の姿と目標

(1) 目指すべき将来の姿

本市では、これまで、将来世代に美しい環境を残すため、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を目指すべき将来の姿として掲げ、市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担のもと、ごみの発生そのものを抑える（リデュース：Reduce）、ものを繰り返し使用する（リユース：Reuse）、廃棄されるものについても資源として再生利用する（リサイクル：Recycle）、いわゆる「3R」のもと、ごみとして処分するものをできるだけ少なくし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる循環型社会の形成に取り組んできました。

近年、国連サミットでは、2030年を目標年とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能な世界に向けた国際協調が進展し、国においても持続可能な社会づくりの方針と施策を定める「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、国内外で循環型社会の形成へ向けた動きがより一層加速しているところです。

こうした社会情勢を踏まえ、将来像として「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を継承し、今後より一層、ごみの発生や資源の浪費をゼロに近づけるよう、市民、事業者、行政の適切な役割分担と協働により循環型社会への取組を推進し、その具現化を図っていきます。

3R（スリーアール）とは？

3Rとは、リデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字をとったものです。

- ・リデュース（Reduce：発生抑制）：出るごみを減らす
- ・リユース（Reuse：再使用）：そのまま使えるものは何度も使う
- ・リサイクル（Recycle：再生利用）：分別して資源として使う

平成12（2000）年6月に公布された循環型社会形成推進基本法では、①リデュース、②リユース、③リサイクルの順で3Rの優先順位が定められています。

リデュース (Reduce)	リユース (Reuse)	リサイクル (Recycle)
発生抑制:出るごみを減らす (例)マイバッグによるレジ袋の削減など	再使用:そのまま使えるものは何度も使う (例)フリーマーケットの利用など	再生利用:分別して資源として使う (例)ペットボトル、びん、缶の分別など
		

(2) 数値目標

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、前計画で設定した指標を継承し⁷、市民、事業者、行政の協働により、達成に向けて各種施策を展開することとします。

なお、指標の実績については毎年度取りまとめ、廃棄物減量等推進審議会⁸などを通して公表するとともに、その達成状況に応じ、毎年度策定する実施計画のなかで、新たな施策の展開や既存施策の再構築を図ることとします。

① 1人1日あたりごみ排出量

①-1 最終目標年度の目標達成状況

基準年となる2019（令和元）年度の基準値、現状値及び最終目標値（令和12）年度のごみ排出量の予測値と目標達成状況を表8に、予測値の推移を図10に示します。最終目標（令和12）年度の予測値が926g/人・日となっており、現行計画の目標値を上回っています。

⁷前計画では、焼却施設1場化を前提に「総費用」も指標としましたが、現在は施設のあり方を検討する段階であるため、本計画では指標対象外としました。

⁸市民、事業者、学識経験者等の参加を得て、本市の実情にあった一般廃棄物の減量化等を推進していくための方策についてコンセンサスを形成するため、「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき平成5年9月に設置したもの。

①-2 数値目標の見直し

予測されるごみ排出量と現行目標値を踏まえると、現行計画の目標値を据え置き、継続的にごみ排出量の低減に努めていきます。

表 8.1 人 1 日あたりごみ排出量の目標値

区 分	基準値（年） （令和元年度）	現状値 （令和 6 年度）	最終目標値 （令和 12 年度）
現行計画の 目標値	1,016g/人・日	927g/人・日	900g/人・日
目標値の 再設定	—	—	900g/人・日
予測値※	—	—	926g/人・日

計算式＝古紙含むごみ排出量÷人口（10/1 現住人口）÷365or366

※2015（平成 27）年度から 2024（令和 6）年度までの実績を基に試算した予測値（②～④も同様）

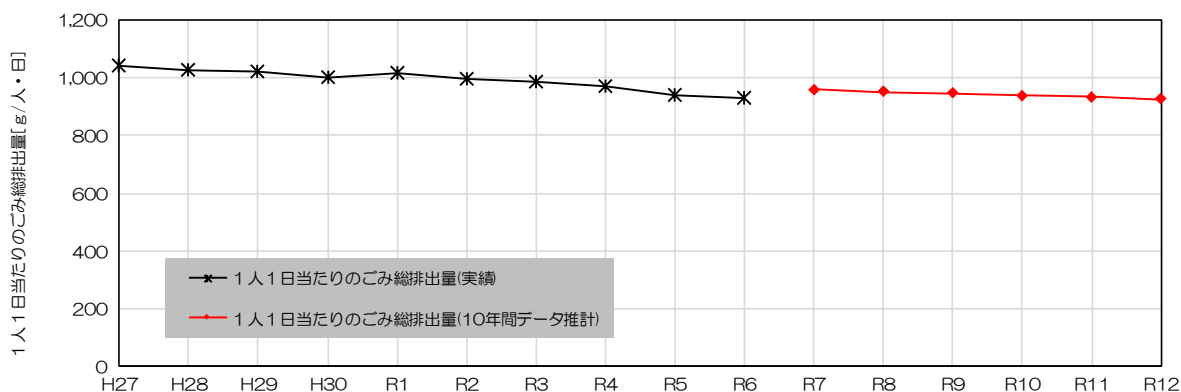


図 10. 1 人 1 日あたりのごみ総排出量の将来推移（予測値）

～ 家庭でできる！ごみ減量！～

- 一口分のごはんを残さず食べよう！
（※お茶碗一杯約150g）
 一口で
-3g
- 生ごみを出す前にしっかり水切り 1 回10%減量
（さらに水切りをすることで軽くなり、嫌なニオイも防げます！）
 1回100gで
-10g
- 拭くときにティッシュペーパーを使わない！
（※ティッシュペーパー 2 枚重 1 組約1g）
 10回で
-10g
- 雑古紙10枚を燃やすごみに出さず分別回収！
（※名刺 1 枚約1g）
 10枚で
-10g
- マイバッグを持参しよう！
（※約40cm×約50cmのレジ袋 1 枚で約10g）
 -10g

図 11. 家庭でできる 1 人 1 日あたりのごみ排出量の削減方法の例

② 焼却ごみ量

②-1 最終目標年度の目標達成状況

基準年となる 2019（令和元）年度の基準値、現状値及び最終目標値（令和 12）年度の焼却ごみ量の予測値と目標達成状況を表 9 に、予測値の推移を図 12 に示します。最終目標（令和 12）年度の予測値は 85,654t/年となっており、現行計画の目標値を上回っています。

②-2 数値目標の見直し

予測される焼却ごみ量と現行目標値を踏まえると、現行計画の最終目標値を 85,000t/年と低く設定することで、現行計画よりも更なる低減を目指し、引き続き焼却ごみ量の低減に努めていきます。

なお、焼却ごみ量の低減に向けて、市民や事業者への普及啓発や指導等を通じた、燃やすごみの約 4 割を占める生ごみの減量・資源化等を推進していくことで削減を図ります。

表 9. 焼却ごみ量の目標値

区 分	基準値（年） （令和元年度）	現状値 （令和 6 年度）	最終目標値 （令和 12 年度）
現行計画の 目標値	108,135t/年	92,521t/年	85,600t/年
目標値の 再設定	—	—	85,000t/年
予測値	—	—	85,654t/年

計算式＝「燃やすごみ」排出量＋「大型ごみ（可燃）」排出量

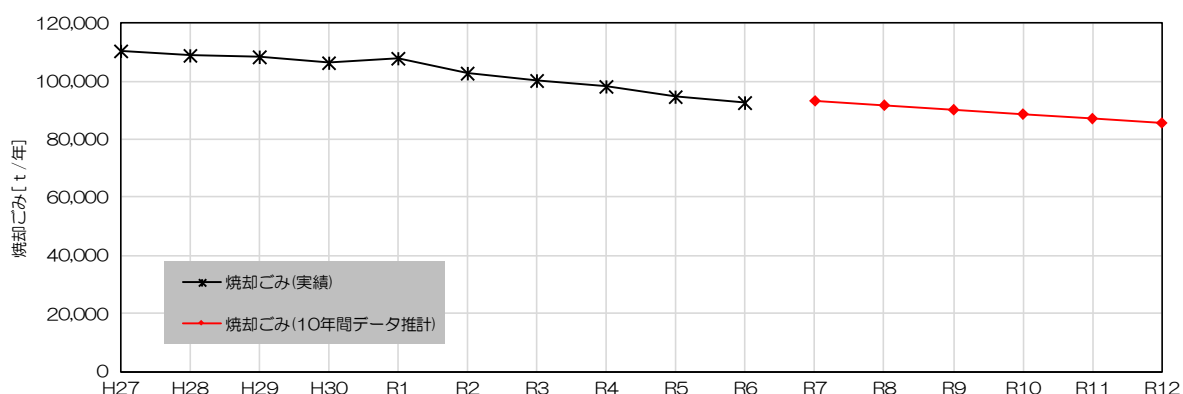


図 12. 焼却ごみ量の将来推移（予測値）

③ 埋立処分量

③-1 最終目標年度の目標達成状況

基準年となる 2019（令和元）年度の基準値、現状値及び最終目標値（令和 12）年度の埋立処分量の予測値と目標達成状況を表 10 に、予測値の推移を図 13 に示します。最終目標（令和 12）年度の予測値も 1,627t/年となっており、現行計画の目標値を達成しています。

③-2 数値目標の見直し

埋立処分量の現状値（1,725t/年）が現行計画の目標値（2,000t/年）を既に達成しています。そのため、現行計画よりも更なる低減を目指し、予測値の推移を踏まえ、最終目標値（令和 12 年度）を 1,600t/年とし、引き続き埋立処分量の低減に努めていきます。

なお、埋立処分量の低減に向けては、埋立処分しているごみの資源化により削減を図ります。

表 10. 埋立処分量の目標値

区 分	基準値（年） （令和元年度）	現状値 （令和 6 年度）	最終目標値 （令和 12 年度）
現行計画の 目標値	2,981t/年	1,725t/年	2,000t/年
目標値の 再設定	—	—	1,600t/年
予測値	—	—	1,627t/年

計算式＝「燃やさないごみ」排出量＋各施設の不燃残渣

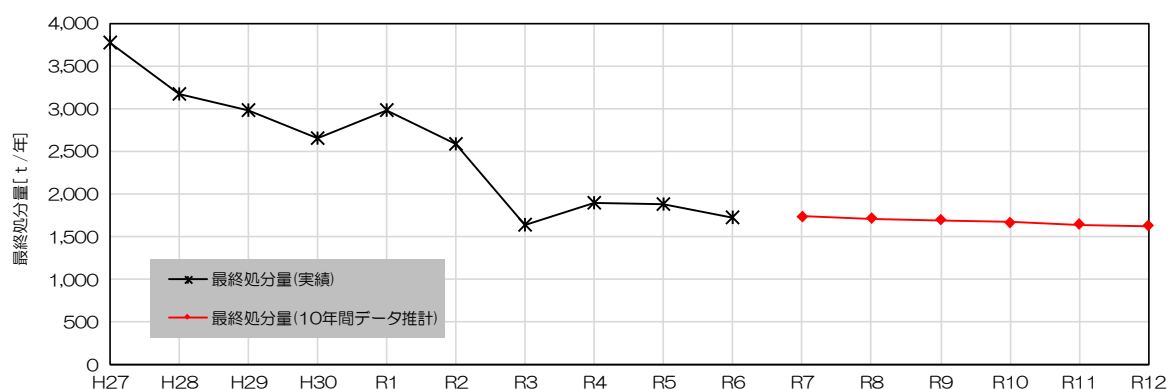


図 13. 最終処分量の将来推移（予測値）

④ リサイクル率

④-1 最終目標年度の目標達成状況

基準年となる 2019（令和元）年度の基準値、現状値及び最終目標値（令和 12）年度のリサイクル率の予測値と目標達成状況を表 11 に、予測値の推移を図 14 に示します。最終目標（令和 12）年度の予測値も 21.0%となっており、現行計画の目標値を下回っています。

④-2 数値目標の見直し

近年のペーパーレス化の影響等により古紙回収量が大きく減少傾向にあることから、今後、リサイクル率は減少していくものと予測されますが、現行計画の目標値は据え置くことで、継続的にリサイクル率の向上に努めていきます。

表 11. リサイクル率の目標値

区 分	基準値（年） （令和元年度）	現状値 （令和 6 年度）	最終目標値 （令和 12 年度）
現行計画の 目標値	22.3%	21.7%	22.0%
目標値の 再設定	—	—	22.0%
予測値	—	—	21.0%

計算式＝再資源化量/ごみ排出量

＝（直接及び中間処理再資源化量＋古紙量）/（焼却ごみ＋埋立ごみ＋資源ごみ＋古紙量）

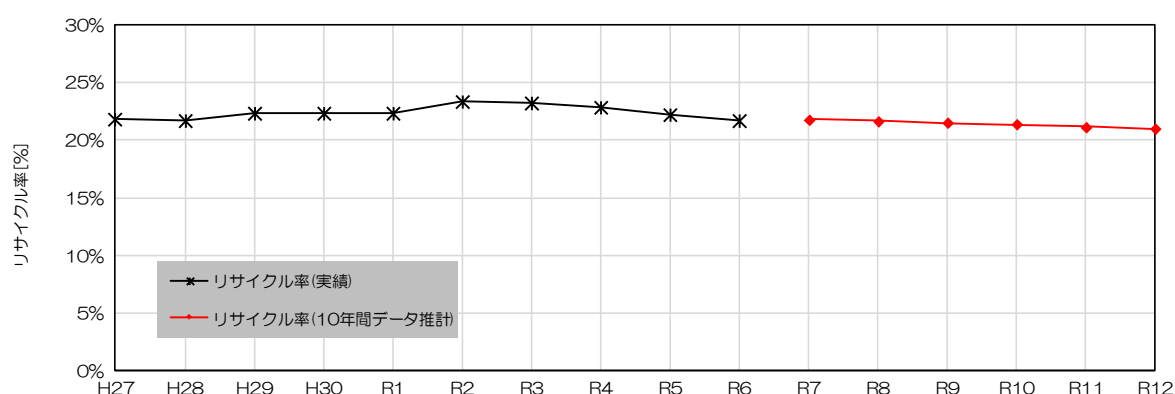


図 14. リサイクル率の将来推移（予測値）

5 将来像を実現するための施策

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け、図 15 に示すとおり「ごみ減量の更なる推進」、「ごみの適正処理による資源循環型社会の推進」及び「安定的・効率的なごみ処理体制の構築」を 3 本の柱として、各種施策を進めていきます。

さらに、3 本の柱を下支えするように 8 つの主要な施策を構成し、特に本計画から新規で取り組む施策の中から、重点プロジェクトを 4 つ定め、重点的に取り組んでいきます。

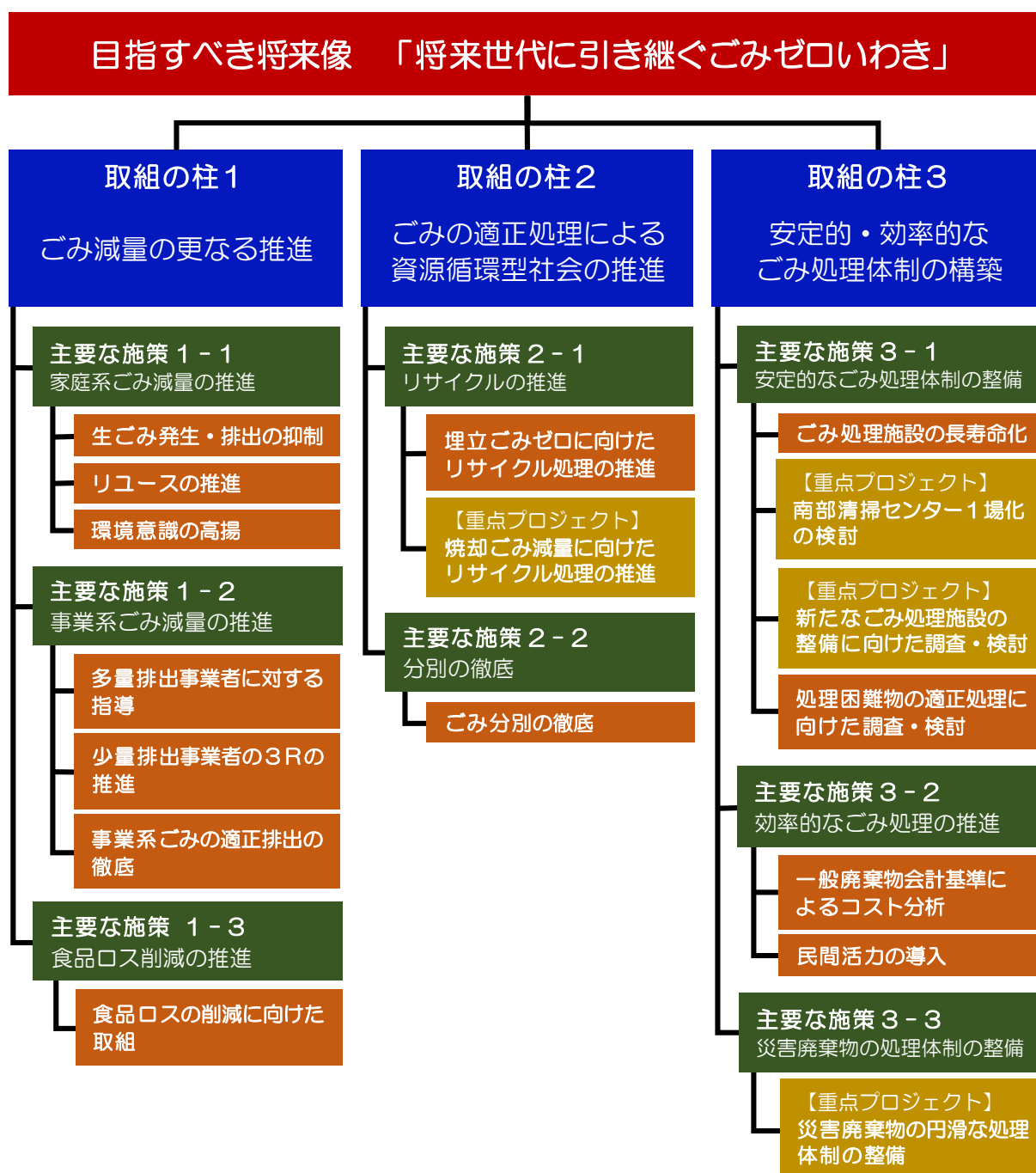


図 15. 施策体系

取組の柱1 ごみ減量の更なる推進

3Rのうちでも、できる限りごみの発生・排出を抑制することが最優先に求められます。

ごみの処理量そのものが削減されるということは、焼却によるCO₂の削減という環境負荷の低減だけでなく、ごみ処理システム全般にわたったコストの削減にも大きく寄与します。

家庭系ごみについては、市民一人一人が環境を意識して3Rを実践することが、また、事業系ごみについては、事業者がその活動による排出者責任を踏まえ、より積極的・自主的に3Rに取り組むことが必要となります。

そして、近年、国内外において関心が高まっている「食品ロス（本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品をいう。）」については、家庭と事業者の双方において発生しているところであり、消費者と生産者が各々の立場からこれを削減していくことが、ごみの減量を総合的に推し進めていく上で重要になります。

以上のことから、次の施策によりごみの減量の更なる推進を図ります。

主要な施策1－1 家庭系ごみ減量の推進

(1) 生ごみ発生・排出の抑制【継続】

家庭から排出される燃やすごみは、ごみ総排出量の約6割を占め、さらにその4割程度を生ごみが占めています。

生ごみの発生・排出抑制の対策として、これまで、生ごみ処理機等の購入費の補助やごみ排出時の水きり徹底の働きかけ等を実施してきましたが、今後も市民が環境に関心をもって主体的に3Rに取り組むことができるよう、その支援や啓発を強化・継続していきます。

主な取組
・生ごみ処理機等購入費の補助 ・水きり徹底に係る取組



(2) リユースの推進【継続】

これまでの使い捨てのライフスタイルが見直され、不用となったものが再使用されることにより、ごみの発生が抑制され、処理による環境負荷と費用の削減につながります。

このため、市民の積極的な再使用の実践を図るため、「リサイクルプラザクリンピーの家」において不用品の再生・提供等を行うほか、大型ごみの減量に向けメルカリと連携した事業を展開していきます。

また、循環型社会の形成に資することを目的に、いわき市役所本庁舎1階などに資源回収コーナーを設置し、インクカートリッジや食品を回収するほか、市内イベント等で古着回収を行い、衣服をリサイクルする「サステナブルフェア

ッション」の取組を推進していきます。

主な取組
・クリンピーの家における不用品の再生・提供等 ・大型ごみの減量に向けたメルカリとの連携



(3) 環境意識の高揚【継続】

市民の環境意識を呼び起こし、主体的な3Rの実践につなげていくため、環境負荷低減やコスト削減の視点からごみ処理に係る情報を分かりやすく発信する等のほか、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」等の市民の自主的な美化活動を継続して支援することにより、「ごみを拾う」から「ごみを捨てない」への市民の環境意識の醸成も進めていきます。

主な取組
・環境に関する積極的な情報発信（広報紙等の活用） ・環境に関する学習機会の創出 ・市民の自主的な美化活動の支援



主要な施策1-2 事業系ごみ減量の推進

(1) 多量排出事業者に対する指導【継続】

多量排出事業者（事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物の所有者及び管理者をいう。）に対して、事業者から提出される「事業系一般廃棄物減量計画書」に基づき、取組が不十分な事業者への指導等を実施することにより、事業系ごみの積極的な発生抑制及びリサイクル処理の推進を図ります。

主な取組
・事業系一般廃棄物減量計画書に基づく指導等の実施

(2) 少量排出事業者の3Rの推進【継続】

少量排出事業者（多量排出事業者以外の事業者をいう。）が排出する事業系ごみは、事業系ごみ量全体の8割以上を占めており、少量排出事業者のごみ減量の取組が、事業系ごみの減量に大きな影響を及ぼします。

このため、少量排出事業者が排出する事業系ごみの実態を調査するとともに、環境産業における先進的な技術等の情報を提供することにより、食品残渣等の民間でのリサイクル処理を促進するなど、少量排出事業者の3Rの推進を図ります。

主な取組
・ 少量排出事業者のごみ排出に係る実態調査の実施 ・ 環境産業技術等の情報提供

(3) 事業系ごみの適正排出の徹底【継続】

事業系ごみに産業廃棄物が混入することを防ぐとともに、木くず及び古紙のリサイクル処理への誘導を進めるため、清掃センターにおける搬入物の検査を実施し、不適正搬入者への指導を実施するほか、事業系ごみを収集・運搬する一般廃棄物収集運搬業許可業者との協働により、排出事業者に対しても適正排出の周知・啓発を行います。

主な取組
・ 清掃センターにおける搬入物検査の実施 ・ 不適正搬入者への指導 ・ 排出事業者への適正排出の周知・啓発

食品ロスの削減に向けた取組【継続】

食品ロスの削減については、食品を無駄なく消費するという資源の有効活用や、焼却処理により発生するCO₂の削減の観点からも、積極的に取り組むことが求められます。

食品ロスを総合的かつ効果的に削減するためには、事業者、消費者及び関係団体が食品ロス削減の重要性についての理解を深め、相互に連携を図りながら協力することが必要となります。

このため、各々が主体的に取り組むことができるよう、「福島県食べ残しゼロ協力店⁹⁾」の市内事業者の加入や市民への周知、宴会等における3010運動¹⁰⁾、陳列棚の手前側においてある賞味期限の近いものを選ぶ「てまえどり」、使いきり、食べきり等を推進します。

また、余っている食品をフードバンク¹¹⁾等に寄付する取組みである「フードドライブ¹²⁾」についても、市フードドライブ支援事業で食品回収資材を実施店舗に貸し出しするなど、周知・啓発等に取り組んでいきます。また、食品ロス削減フードシェアリングサービス「いわきタベスケ」を導入し、食品ロス削減と併せて環境運動への参加を促していきます。

主な取組
・食品ロス実態調査の実施 ・使いきり、食べきり等を推進する取組 ・宴会等における3010運動の推進 ・てまえどりの推進 ・「福島県食べ残しゼロ協力店」の周知 ・フードドライブの周知・啓発 ・フードシェアリングサービス「いわきタベスケ」の実施



⁹⁾ 福島県で実施している「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」に協力し、食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品小売店等。[<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045a/foodloss-nintei.html>]

¹⁰⁾ 宴会の開始後30分、終了前の10分は食事を楽しむ時間として、食べ残し削減を目的とした運動。

¹¹⁾ 品質等に問題がない食品を家庭や企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体

¹²⁾ 家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

取組の柱2 ごみの適正処理による資源循環型社会の推進

ごみは、リサイクルにより新たな価値を持って生まれ変わることができることから、まさに「ごみは資源」とも言える存在です。

地球の資源には限りがあるため、ごみの資源化により、持続可能な資源循環型社会の推進を図ることが重要です。

このため、発生したごみについては、埋立処理や焼却処理による環境負荷をできる限り低減させ、ごみが資源として適正に循環的利用がなされるよう、環境産業と連携したリサイクル処理を推進するとともに、市民や事業者の適正なごみ分別の実践につながる取組を行います。

主要な施策2-1 リサイクルの推進

(1) 埋立ごみゼロに向けたリサイクル処理の推進【継続】

市の最終処分場に埋立処分することとなる焼却灰やびん選別残渣については、環境産業の優れた技術を活用したリサイクル処理を継続し、埋立処分量の削減と最終処分場の長寿命化を図ります。

また、市民総ぐるみ運動により発生する側溝土砂や燃やさないごみの日に収集される陶磁器類等についても、更なる埋立処分量の削減を図るため、リサイクル処理の方法を調査・検討します。

主な取組
・焼却灰、びん選別残渣等の全量リサイクルの実施 ・側溝土砂、陶磁器、ガラス等の処理方法等の調査・検討

(2) 焼却ごみ減量に向けたリサイクル処理の推進【継続・重点プロジェクト】

焼却ごみは、ごみ総排出量の8割以上を占めており、焼却によるCO₂の排出とコストの面からもその減量が極めて重要となります。

本市には環境産業に関する技術を持った事業者が集積しており、これらの事業者との協働により、食品残渣や剪定枝等のバイオマスについて、民間におけるリサイクル処理の流れを推進し、焼却ごみ量の削減につなげていきます。

主な取組
・環境産業との協働によるバイオマス事業の推進（食品残渣、剪定枝等のリサイクル処理の調査・検討）

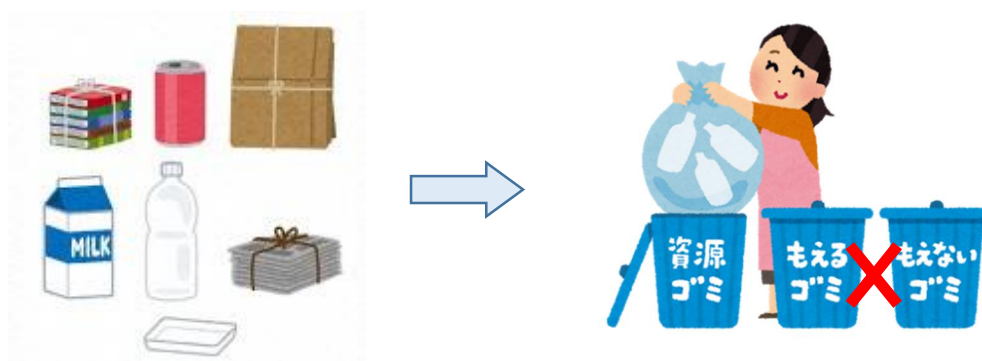
主要な施策2-2 分別の徹底

ごみ分別の徹底【継続】

排出されたごみの一部には、不適切な分別によるものがあり、本来リサイクルできるものが焼却ごみ等として排出されているものがあります。

このため、引き続き、ごみ組成調査により分別状況の把握に取り組むとともに、ごみカレンダー、ごみ分別ハンドブック、ごみ分別アプリ等によるごみ分別の周知、さらには違反ごみに対する取残しの実施により分別を徹底し、リサイクル処理を推進していきます。

主な取組
・ごみ組成調査の実施 ・ごみカレンダー、ごみ分別ハンドブック、ごみ分別アプリ等による周知 ・違反ごみステッカーの貼付による取残しの実施



ごみ減量化意識の啓発等の一環として、市内の小学4年生の全員にデータで配布し、社会科の授業等において活用しています。



ごみの適正な分別排出や減量化を進めるため、「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」、「ごみ分別アプリ」などを活用しての周知・啓発を図っています。



取組の柱3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築

ごみ処理は、いつ何時も欠かせない基幹的な社会インフラであり、安定的な処理を行うことが行政の重要な責務です。

また、今後の人口減少・高齢化が進展するなかでの、持続可能な財政運営のため、コストの削減に配慮しながら、効率的な処理を実現していくことが求められています。

さらに、近年は、自然災害が多発していますが、自然災害が発生した場合、通常のごみ処理に加えて、災害ごみへの迅速な対応も求められます。

このため、災害にも対応できる、安定的・効率的なごみ処理体制の構築を図ります。

主要な施策3-1 安定的なごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理施設の長寿命化【継続】

施設の老朽化に伴い、北部清掃センター及び南部清掃センターについては、2015～2018（平成27～30）年度に、長寿命化対策を実施しました。

今後も、ごみ処理施設について、点検による安全管理の徹底や、効率的・効果的な維持補修に努めるとともに、長寿命化計画に基づき、予防保全型の対策を講じる等、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

主な取組
・クリンピーの森（水処理施設）の長寿命化

(2) 南部清掃センター1場化の検討【重点プロジェクト】

北部清掃センター及び南部清掃センターは2015～2018（平成27～30）年度に長寿命化対策を実施しました。しかしながら、北部清掃センターは供用開始が昭和55年度と古く、老朽化が進行し処理能力の低下や維持管理費の増加が課題となっています。一方で、市内の人口減少等により焼却ごみの発生量は減少傾向が続いていることから、前計画で掲げていた「焼却施設の南部清掃センター1場化」について再度検討を進めるとともに、新たな施設が整備されるまでの延命化を図ります。

主な取組
・南部清掃センター1場化の調査・検討

(3) 新たなごみ処理施設の整備に向けた調査・検討【継続・重点プロジェクト】

最終処分場については、「クリンピーの森」は、一定年数埋立可能な残容量が確保されていますが、「クリンピーの丘」の残容量が少なくなっており、近い将来、埋立が終了します。

また、大規模災害が発生した場合、埋立処分量が急激に増加し、残容量が著

しく減少する恐れがあります。

このため、安定したごみ処理体制の構築に向け、長期的な視点から、新たな最終処分場の整備についての取組みを進めます。

焼却処理施設については、今後進行する老朽化を見据え、地域の実情に応じ、長期的な展望に立った施設のあり方や建設場所について、調査・検討を進めていきます。

主な取組
・新たな最終処分場の整備 ・新たな焼却処理施設整備の調査・検討

(4) 処理困難物の適正処理に向けた調査・検討【継続】

各家庭や事業所から出るごみの中には、本市の施設では適正処理できないもの（処理困難物）が含まれることがあります。

このような処理困難物に対しては適正処理に向け、収集運搬や処分の方法を調査・検討していきます。

主な取組
・処理困難物の適正処理の調査・検討

主要な施策3-2 効率的なごみ処理の推進

(1) 一般廃棄物会計基準によるコスト分析【継続】

効率的なごみ処理体制構築のためには、コストの可視化と分析が重要となることから、企業会計的な考え方を取り入れて環境省が策定した「一般廃棄物会計基準¹³」に基づき、収集運搬、中間処理及び最終処分の各段階におけるハード・ソフト両面のごみ処理コスト分析を行い、ごみ処理体制の効率化や適正な費用負担の検討につなげていきます。

主な取組
・環境省「一般廃棄物会計基準」に基づくハード・ソフト両面のコスト分析を実施

(2) 民間活力の導入【継続】

人口減少・高齢化が進展するなか、持続可能な財政運営のためには、民間の持つ豊富な知識や経験を活用した効率的なごみ処理の推進が一層重要となります。

このため、環境産業に関する技術を持った事業者の集積を活かした民間におけるリサイクル処理の推進や、ごみ処理施設の整備・運営にあたっての公民が連携した公共サービス提供スキームである PPP¹⁴活用など、様々な場面での民間活力の導入を調査・検討し効率的なごみ処理の推進を図ります。

主な取組
・ごみ処理における民間活力の導入の調査・検討

¹³ これまでのごみ処理コスト算定が、建設費の計上方法をはじめ自治体により様々であったことを踏まえ、環境省が策定したもの。平成 19 年 6 月に公表された。

¹⁴ パブリック・プライベート・パートナーシップの略。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営 (DBO) 方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

主要な施策3-3 災害廃棄物の処理体制の整備

(1) 災害廃棄物の円滑な処理体制の整備【継続・重点プロジェクト】

災害時においては、大量のごみが一度に排出される事態となりますが、生活環境の保全のため、通常のごみ処理はもとより、災害に起因するごみ処理も迅速かつ円滑に実施しなければなりません。

このため、東日本大震災や令和元年東日本台風等による水害への対応を踏まえた災害廃棄物処理計画や具体的の手順を定めたマニュアルを整備し、市民及び事業者との協働のもと、迅速な仮置場の設置及び地域臨時集積所の設置により、災害廃棄物排出時の適正分別及び排出された災害廃棄物の円滑な収集・運搬を行うとともに、災害時のごみ処理に従事することとなる廃棄物処理業者や建設業者等の関係団体との連携強化を図るなど、災害に備えた体制の整備に取り組んでいます。

また、ごみ処理施設の整備にあたっては、災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を考慮した施設の整備を検討します。

主な取組
・過去の災害対応を踏まえた災害廃棄物の円滑な処理体制の整備（災害廃棄物処理計画・処理マニュアルに基づく、迅速な仮置場の設置、円滑な災害廃棄物の排出及び収集・運搬等） ・勝手仮置場の発生を防ぎ、計画的かつ円滑な災害廃棄物の処理を実施できるよう、地域住民が主体となり開設する地域臨時集積所の制度を推進。

6 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる継続的改善

「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の具現化に向け着実に進んでいくため、廃棄物減量等推進審議会における議論などを軸に、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

毎年度、数値目標の達成状況や、各種減量リサイクル施策の進捗状況を点検・評価し、各年度の実施計画で必要に応じ新たな施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、施策の継続的な改善を図ります。

また、透明性のある点検・評価を行うため、こうした目標の達成状況・施策の進捗状況については毎年度取りまとめ、市民や事業者に広く公表します。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Act（改善・見直し）の頭文字をとったもので、この手順の繰り返しによって、施策の継続的な改善を図る手法。

また、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、中間目標年度となる2025（令和7）年度、最終目標年度である2030（令和12）年度を目途に、計画の継続的な評価・見直し（大きなサイクル）を行う。

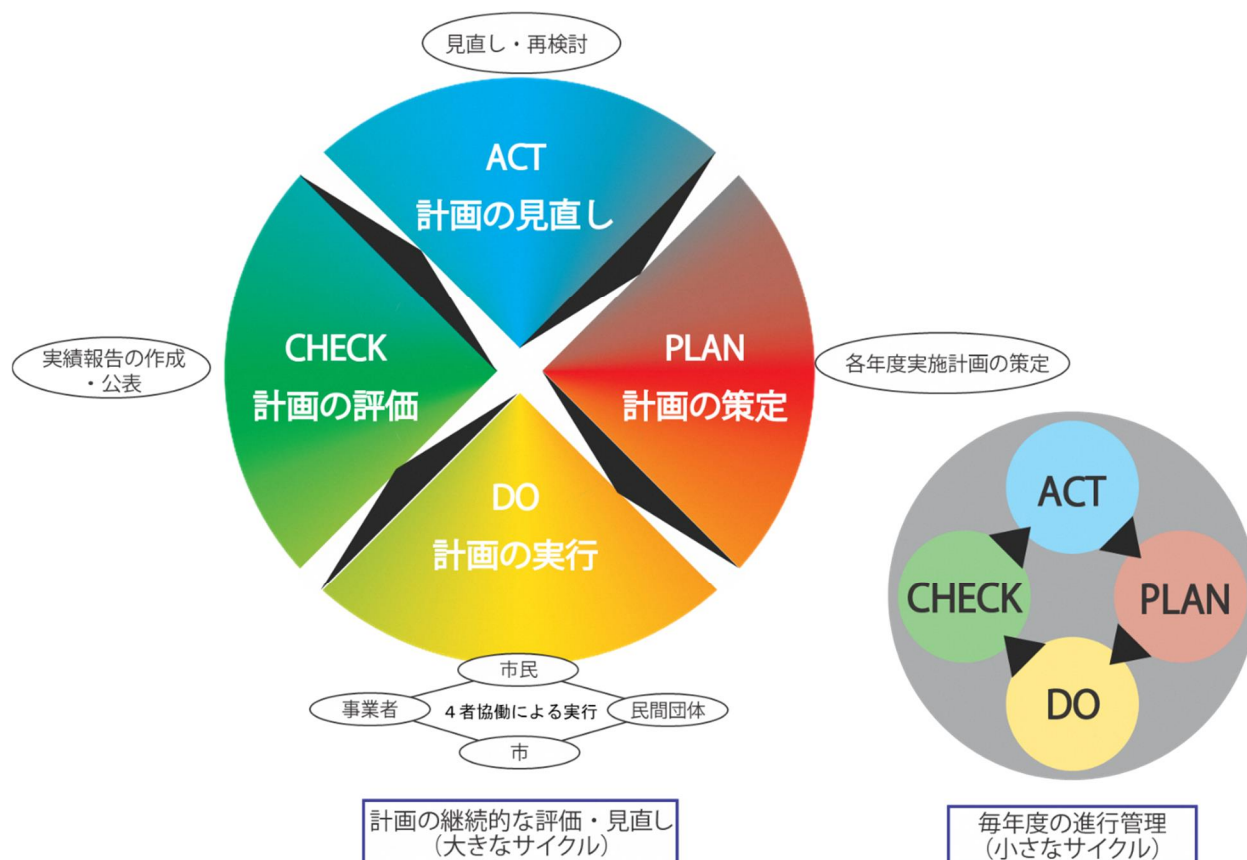


図 14. PDCAサイクルに基づく計画の進行体制及び進行管理のフロー

7 参考資料

(1) ごみ排出量の見込み

2024（令和6）年度までの実績を基に試算した今後のごみ排出量は次のとおりです。2024（令和6）年度のごみ総排出量実績は107,514t/年（古紙を含む。）となっています。それに対して、中間年度の2025（令和7）年度は108,966t/年、最終年度の2030（令和12）年度は98,996t/年になると見込まれます。

搬入形態別では、収集ごみ、搬入ごみ及び古紙回収が、最終年度には減少すると見込まれており、特にペーパーレス化の影響等により古紙回収の減少率が大きくなる見込みです。なお、古紙回収は、いわき市古紙回収事業協同組合による回収分のみが対象となっております。

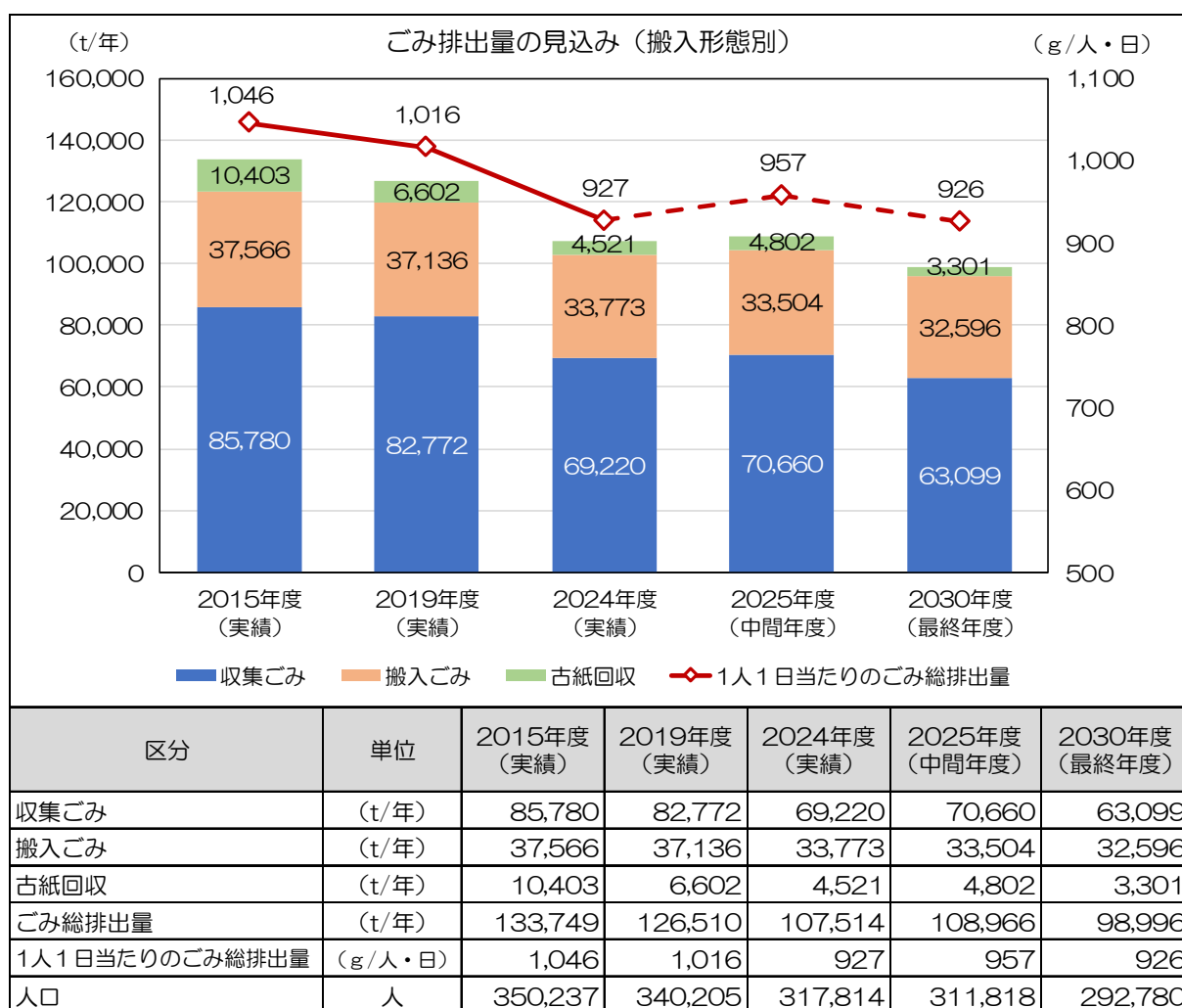


図 15. ごみ排出量の見込み（搬入形態別）

また、焼却ごみ（大型可燃ごみを含む）、埋立ごみ、資源ごみ（古紙回収を含む）の3分類における性質別ごみ排出量の見込みは、次のとおりです。

焼却ごみ及び資源ごみは、最終年度には減少すると見込まれており、これは、本市の人口が減少すると予測されていることが主な要因です。

埋立ごみは、2021（令和3）年度から小型家電等を民間事業者へ引き渡していることから最終年度には減少する見込みです。

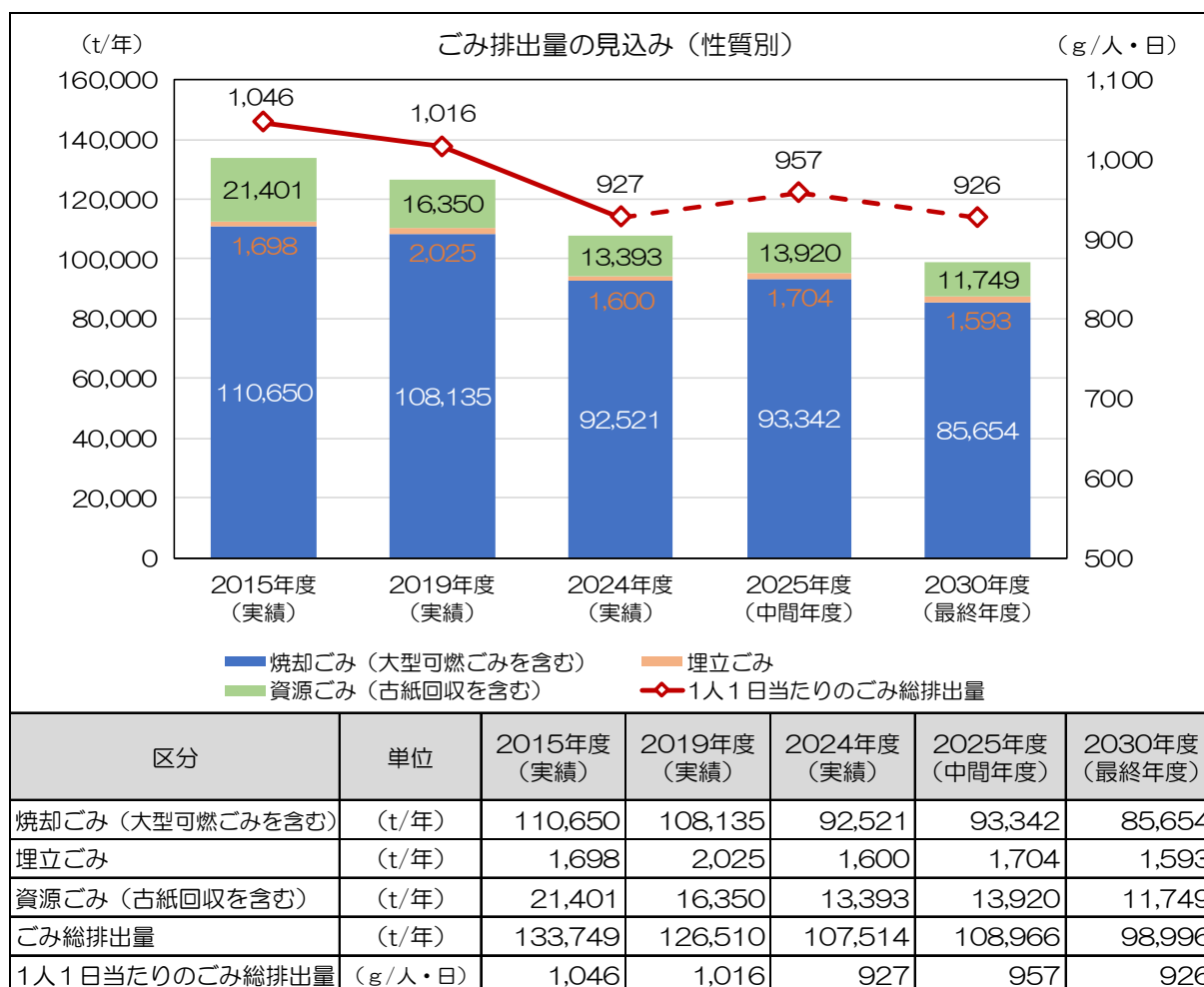


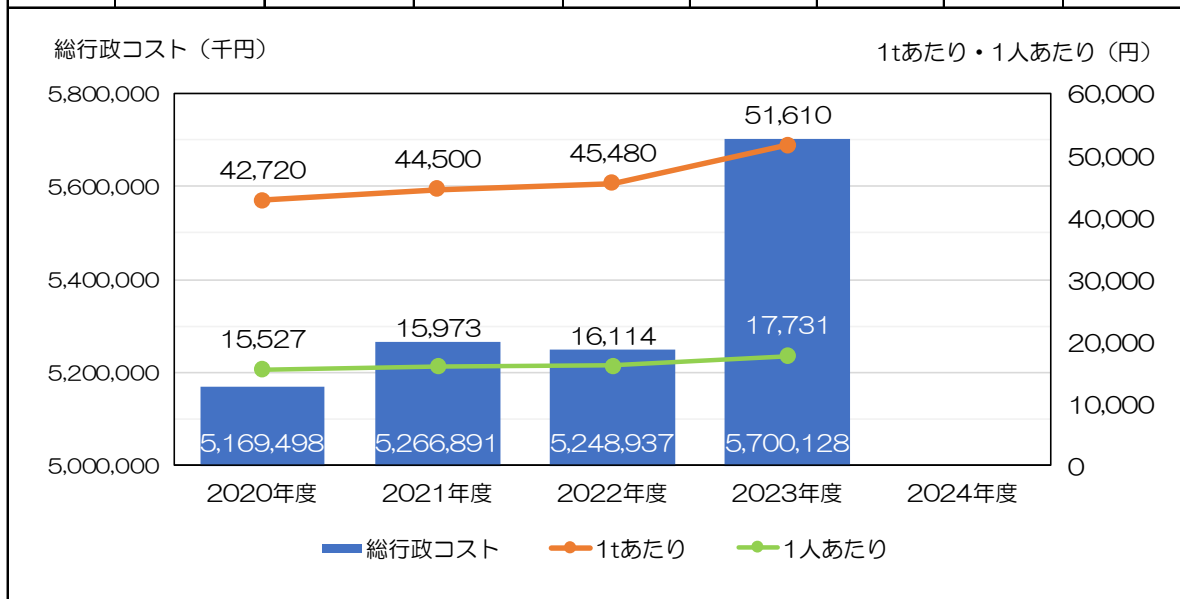
図 16. ごみ排出量の見込み（性質別）

(2) ごみ処理コストの実績

環境省がごみ処理事業に関する財務書類の標準的な作成手法として示した「一般廃棄物会計基準」に基づき、算出したごみ処理コストは次のとおりです。

市民1人あたりのコストは、近年増加傾向にあります。もっともコストを要しているのは中間処理部門であり、総費用の約6割を占めています。

年度	総行政コスト(※)	部門別費用(内訳)					1tあたり	1人あたり
		収集運搬	中間処理	最終処分	資源化	管理		
		千円	千円	千円	千円	千円		
2020	5,169,498	1,187,026	3,191,917	311,609	288,420	190,526	42,720	15,527
2021	5,266,891	1,177,098	3,255,521	368,452	287,723	178,097	44,500	15,973
2022	5,248,937	1,191,125	3,193,683	400,855	282,722	180,552	45,480	16,114
2023	5,700,128	1,218,974	3,598,069	375,153	321,663	186,269	51,610	17,731
2024	-	-	-	-	-	-	-	-



【備考】

- 1 「総行政コスト」は経常費用の総計を示す。
- 2 四捨五入の関係で、総費用と部門別費用の計が一致しない場合がある。

図 17. いわき市のごみ処理コストの推移（施設整備に関する減価償却費を含む）

2024（令和6）年度実績確定後に修正

(3) ごみの組成

① ごみ排出量の組成割合

2024（令和6）年度のごみ総排出量実績 107,514t/年（古紙を含む）のうち、燃やすごみは 92,521t/年でごみ総排出量の 86.05%を占めました。資源ごみは 13,393t/年で 12.46%、燃やさないごみは 1,600t/年で 1.49%でした。

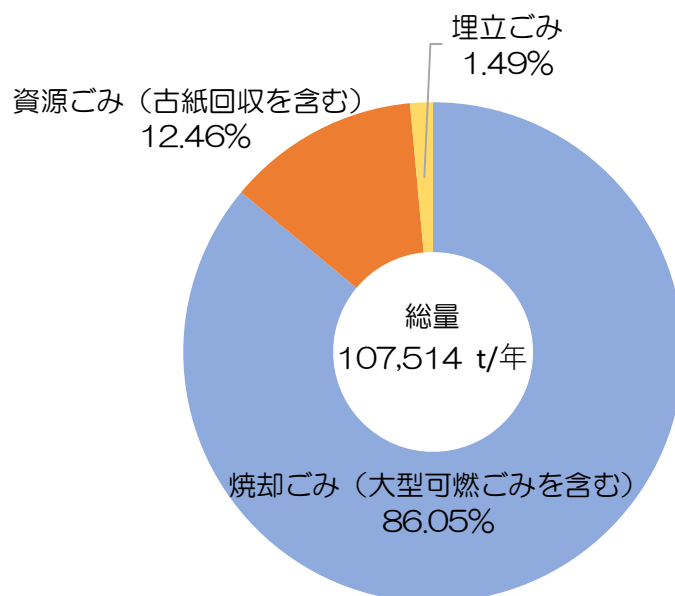


図 18. いわき市のごみ排出量の組成割合

② 家庭から排出された燃やすごみの組成割合

2024（令和6）年度「ごみ質組成調査」では、家庭から排出された燃やすごみのうち生ごみが 48.47%を占めており、次に多かったのが可燃物で 26.11%、次いで紙おむつで 9.45%でした。

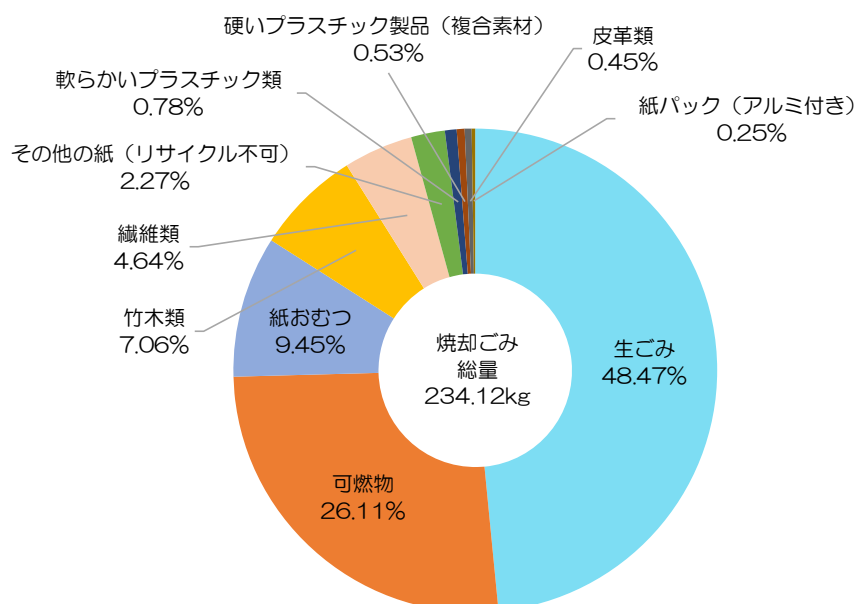


図 19. いわき市の家庭から排出された燃やすごみの組成割合

(4) 市民アンケートの概要

市一般廃棄物（ごみ）処理計画の策定にあたり、市が実施してきた施策に対する市民・事業者の満足度や環境に関連する事項に対する認識度、今後優先して実施すべき施策についての意識を把握するため、アンケート調査を実施し、ごみ処理に関する考え方等をお伺いいたしました。そのうち、市民アンケート結果の概要は次のとおりです。

対象者数	3,000 人	回答者数	1,123 人	回収率	32.1%
調査期間	2024（令和6）年 12 月 9 日～12 月 27 日（19 日間）				

主な調査項目		回答結果（概要）
ごみ処理に関する考え方	発生抑制に関する考え方	○家庭内での食品ロスについて、8割以上の方が「できるだけ削減したい」と考えており、食品ロスの取り組みとして「定期的に冷蔵庫の中などをチェック」や「家庭ある食材を無駄なく調理する」といった回答が多い状況です。 ○また、7割を超える方が「水きりや堆肥化などにより、減量・減容化している」と回答しています。 ○家庭用生ごみ処理機やコンポストの購入補助について、機器が高価であることを挙げている方が約31%と最も多い状況です。 ○事業者の方の約75%が「不要な人から必要な人への流れを支援するため、フードバンクなどの仕組みと連携する」と回答していますが、ごみを発生させない取り組みについて、取り組んでいる事業者は約34%で、全く取り組んでいない事業者が約61%となっています。
	ごみ収集回収・資源化に対する考え方	○ごみを分別して出す際に利用している情報は、「家庭ごみの収集カレンダー」が約95%と最も多く、ほぼすべての回答者が利用しています。 ○店頭の資源ごみ（古紙やペットボトルなど）回収の利用者が6割を超えていて、その理由として、「ごみを出したいときに出せる」、「ポイントなどのメリット」の回答が多い状況です。 ○家庭ごみ収集の有料化について、7割近くの方が導入に不同意と回答する結果となっています。

(5) 市民意見募集（パブリックコメント）の概要

2025（令和7）年 11 月 27 日から 12 月 12 日まで、本計画（素案）について、市民意見募集（パブリックコメント）を実施します（予定）。

いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 改定計画
(計画期間 2026(令和 8)～2030(令和 12)年度)

お問い合わせ いわき市生活環境部資源循環推進課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

Tel：0246-22-7559（直通） FAX：0246-22-7599

Email：shigenjunkansuishin@city.iwaki.lg.jp

市ホームページ：https://www.city.iwaki.lg.jp/